

令和5年2月 定例教育委員会

日 時 令和5年2月27日（月）9時00分～

場 所 市役所11階 会議室1

出席者

（教育委員）

西本教育長 松野教育長職務代理者 萩原委員 古賀委員 中村委員

（事務局）

大藤教育総務部長 松尾総務課長 武尾社会教育課長 田中スポーツ振興課長 陣内学校教育部長 栗林学校教育部次長兼学校教育課長 峰松総務課庶務係長

傍聴者 なし

内 容

(1)教育長報告

(2)令和4年12月分 議事録確認

(3)議 題

①教育指導監設置の件（総務課）

(4)協議事項

①なし

(5)報告事項

①教育委員会所管の附属機関委員一覧について

②第7回SASEBO EXPOの開催について（終了報告）（社会教育課）

③佐世保市教育委員会文化及びスポーツ表彰について（社会教育課、スポーツ振興課）

④教育課程の特例校について（学校教育課）

⑤市立小中学校及び義務教育学校卒業証書授与式における教育委員会の対応について（学校教育課）

(6)その他

①次回開催予定について

②③を秘密会とする件

【議題】

③教職員の人事異動内申について（学校教育課）

◆教育長報告

○ 1月26日

定例教育委員会

九州都市教育長協議会第2回理事会

○ 1月31日

文教厚生委員会協議会

○ 2月 2日

第7回SASEBO EXPO

○ 2月 9日

西地区学校再編を考える会

- 2月12日 令和4年度佐世保市子ども会大会
- 2月13日 第2回総合教育会議
前期教育委員会
- 2月14日 吉井地区学校再編を考える会
- 2月15日 第2回奨学金選考委員会
- 2月16日 研究指定校への感謝状贈呈式
世知原地区学校再編を考える会
- 2月17日 前期教育委員会（教育委員・社会教育委員との合同会）
CS関係文科大臣表彰表敬訪問
南地区自治協議会からの要望書提出
- 2月24日 文教厚生委員会（先議案件）
- 2月25日 佐世保市スポーツ少年団表彰式
- 2月27日 定例教育委員会
文教厚生委員会（補正予算）

（1）教育長報告

【西本教育長】

おはようございます。2月の定例教育委員会を始めたいと思います。

3月の定例市議会が先週の金曜日から始まりまして、市長の施政方針、それから先議案件の提案理由も述べられました。その日に教育委員会も、光熱費の高騰による分、それから指定管理者に対するコロナに関する影響の分の補填、それから、一つには給食センターの空調機が寒波で破損いたしておりますので、その修理代に係る補正予算のお願いをさせていただいたところです。今日、結論ということになっておりますので、また後ほどご報告をさせていただきたいと思います。

それから、今回、一般質問が20人で、7人が教育委員会関係のご質問をされる予定ということです。いつもより少ないですが、中身が非常に濃いものもあるようですので、しっかりと答弁書を作っていきたいと思います。

それでは、2番目の令和4年12月分の議事録の確認ですが、もう既にお手元にお届きかと思えます。内容についてご異議ございませんでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは、議題のほうに入っていきたいと思います。

今日は1件です。教育指導監設置の件ということで、4月1日からの人事異動に絡んでの案件がございますので、ご議論、ご承認をお願いできればと思っております。

内容については、事務局から説明をお願いいたします。

総務課長。

(2) 教育指導監設置の件

【松尾総務課長】

本日配付、机の上に置かせていただいています、右側のほうに当日配付①と書いた資料でございます。ご覧いただけますでしょうか。

1枚開いていただきまして、1ページ目、教育指導監設置の件についてでございます。

提案理由といたしましては、令和5年4月1日より、児童生徒の心身の安全や学ぶ権利が侵害されるいじめや不登校等の重大事案に対処するため、学校教育部に教育指導監を配置するものでございます。

提案の内容でございます。

現状、市立小中学校等における児童生徒への教育指導及び教員人事管理は、学校教育課において処理をしております。しかし、昨年発生したいじめの事案や増加している不登校への対応が喫緊の課題となる中、学校教育課にとどまらず、課かいを超えて対応することが必要であり、相応の職責の者が教育指導監として横断的に指揮監督する、そういった体制をつくるものでございます。

名称といたしましては教育指導監、役職としては次長職を充てたいと思います。配置は学校教育部になりますけども、座っていただく座席は学校教育課の中に席を設けたいと考えております。設置の日付については令和5年4月1日をもって設置をいたします。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまのご説明について、ご質疑等ございますでしょうか。

萩原委員。

【萩原委員】

次長さんは何人いらっしゃることになるんですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

教育指導監としての次長は1名の予定です。

【萩原委員】

あ、1名だけ。

【松尾総務課長】

なお、学校教育部のほうには次長は今、お二人おりまして、1人が久野センター長、

もう1人が栗林学校教育課長が次長として兼務されてらっしゃいます。

【萩原委員】

栗林次長さんが今回の次長ですか？

【松尾総務課長】

いえ、3人目の次長職として、教育指導監を置くと。

【西本教育長】

現在主幹ですね。

松野委員。

【松野教育長職務代理者】

すいません。例えば、筆頭主幹の方が指導監みたいな形でやると。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

そういった形になります。

【西本教育長】

ですから、人数が増えるわけではないんですけども、一定権限を持っていただいて、よその係・課にいて話が及ぶようにしたいなということなので、人を増やすというわけではないです。

【萩原委員】

ないんですね。

【西本教育長】

中村委員。

【中村委員】

この方に直属の部下がつくという形はないんですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

部下はつきません。一つの権限・役割として、教育全体を見るという役割がつくだけで、スタッフがつくわけではございません。

【中村委員】

それでは、管理職であっても実働される方になることになるわけですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

例えば学校教育部の中で学校教育課があって、不登校対策については、青少年教育センターが対策を取っていますよね。学校教育課と青少年教育センターがそれぞれに考えるわけではなくて、一緒に考えて事を進めることが必要だというのが今の状況ですので、そこを総括して指示ができる者を置こうというのが今回の体制整備の趣旨でございます。

【中村委員】

じゃあ、新たに部下がつかれるわけじゃないですけども、その二つのセクションの中で上の役職の方が相談しながらコントロールしていくというようなイメージでよろしいんですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

そうですね。スタッフといたしましては、青少年教育センターにそれを担当している職員がおりますし、学校教育課の中にもそれを担当した職員がおりますので、教育指導監としては、それぞれの担当に指示を行って、連携を図っていくというものでございます。

【中村委員】

分かりました。そうすると、役職柄、校長先生を経験された方がなられるとか、役所のほうからそのまま異動してなられるというようなイメージですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

今は教育職員、県の教育交流職員を配置するように予定をしております。

【中村委員】

あ、県の方。でも、教員の方は皆さん県ですよ。

【西本教育長】

学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

皆様、本当に鋭い、熱心な議論をありがとうございます。いじめや不登校の事態に対する対応はこれまでも当然あったわけです。例えば、学校の指導側の管理指導に関しては人事管理担当がやっておりましたし、生徒指導面では指導部側の生徒指導担当がしていく、また、相談は青少年教育センターのSSWがするとか、それぞれの者がそれぞれの課か職責でやっておりました。それを1名次長職にして、情報とか意思形成を速やかにしていきたいということです。

今まででしたら、例えば学校教育課の中の人事管理担当がこういったことをしている、指導係と意思疎通、指揮系統をはっきりさせたいと思って、1回、学校教育課長の決裁を経て、それから、青少年教育センターの例えばスクールソーシャルワーカーの情報をもらいたいと思いますと、学校教育課長から青少年教育センター所長にお願いをしてという、組織の意思形成が二重三重になっていたものを、課か職を超えた権限を持つ次長を1人置くことによって、速やかに情報も意思決定もしていきたいということです。する人間が増えていくというよりも、その動きをスムーズにしていきたいというのが一番の目的です。

それで充てようとしてるのは割愛教員、もともと県費負担の学校の教職員だった者を割愛した者の中から充てようと考えています。

【中村委員】

次長職ということは、大体、校長先生の経験者の方ということですか。

【西本教育長】

学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

はい、そうです。

【西本教育長】

昨年からの一連のいじめ重大事態等も発生しておりますので、やっぱり何らかの強化策を取らないと。今のままでも十分連携は取れてるんですけども、より連携を密にし

たいということと、指導が行き渡るようにしたいということを含めて、次長職でまとめていただくと。学校教育課長も次長職なんですけど、課長も非常にその他の案件もありますので、それだけにかかっておくということは厳しいかなと。

【萩原委員】

分かりました。

【西本教育長】

ほかにございませんか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

なければ、お諮りをいたします。

議題の1、教育指導監設置の件については、提案のとおりご承認いただいたということによろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございました。では、そのように取り計らいたいと思います。

今回、協議事項はございませんので、報告事項に移りたいと思います。

①です。教育委員会所管の附属機関委員の一覧についてということで、ご説明をお願いいたします。

総務課長。

(3) 教育委員会所管の附属機関委員一覧について

【松尾総務課長】

資料は事前に配付しておりましたけれども、差し替えをお願いいたします。また、机の上に、右上のほうに報告①、一番上に差し替えと書いた資料を置いておりますけれどもご覧いただけますでしょうか。教育委員会が所管する附属機関一覧でございます。

こちらの資料は附属機関の一覧表になっております。差し替えさせていただいたのが、就任始期を書いておりますけれども、一部、就任期間という言葉に誤りがありまして、それを訂正させていただくもので、名称や氏名等について訂正するものではございません。

教育委員会で所管しています附属機関の一覧表になります。附属機関につきましては、自治法にその定めがございまして、行政のほうで調定や審査・審議または調査等を行う機関として設置ができると規定されているものでございます。教育委員会が所管しているものは、今、一覧のほうにあります附属機関がございまして、図書館協議会だけは教育長に選任が委任されておられませんので、議案として教育委員皆様の承認を得て決定しますけども、それ以外の附属機関につきましては、教育長に委任しておりますので、教育長の決裁をもって決定をしていくことができます。

都度都度、代わったたびに昔は報告をしていたのですが、今は一覧として、年に1回、皆様のほうに提出をいたしまして、ご確認をいただくというやり方に変えておりますので、一つ一つは説明しませんが、後ほど確認をしていただければと思っております。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ありがとうございました。

この1年間で減った増えたという附属機関はないのですね。

総務課長。

【松尾総務課長】

一つだけです。青少年問題協議会という附属機関が以前はありましたけれども、去年の3月に条例を通しまして廃止をしております。法律上の必置規定がなくなったもので、他都市も廃止しておりました。それよりも青少年については別の体制で問題を審議して議論していくということになり廃止しておりますので、昨年の一覧から今回の一覧で青少年問題協議会は削除されております。

【西本教育長】

ありがとうございます。

委員の皆様からご質疑等ございますでしょうか。

私から聞いてよかですか。

佐世保市教育委員会結核対策委員会というものがありますね。これって恐らくもう何十年も開かれたことがないと思うんですけど、例えば法で設置するように義務づけられた機関なんですか。

総務課長。

【松尾総務課長】

法で必置規定があるのかどうか確認をさせていただけますでしょうか。後ほど報告をしたいと思っております。

【西本教育長】

はい。

附属機関の委員の割合も、女性の割合を目標は40%だったかな。そのぐらいにしようと思って、なかなか実施できてないところも。市役所全体であるようなことで。どうしても充て職になると、そうになってしまうんですね。任意でなれることができればいいんですけど。大学の先生とかにお願いすることもあるんですけど。

古賀委員。

【古賀委員】

古賀です。後半のほうの学校運営協議会はコミュニティセンターの協議会が載ってるのかなと思うんですけど、次年度からはまた増えるので、そこも増えるということですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

そのとおりです。コミュニティ・スクールを設置した学校に設置することになっておりまして、来年また増えていくことになります。

【古賀委員】

はい。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、次の報告案件に行きたいと思います。

第7回Sasebo Expoの開催について、終了報告です。説明をお願いいたします。

社会教育課長。

(4) 第7回SASEBO EXPOの開催について（終了報告）

【武尾社会教育課長】

それでは、報告の2でございます。事前に配付しております報告事項の資料の10ページ目をお開きください。

報告2でございます。第7回S a s e b o E x p oの開催についての終了報告でございます。

佐世保市のリーディングプロジェクトの英語が話せるまちS A S E B Oの事業の一つであります事業でございまして、第7回S a s e b o E x p oを、今月2月4日土曜日13時から、まちなかのコミュニティセンターにて、日本と外国の方との友好と親睦を深め、気軽にコミュニケーションを図ることを目的といたしまして開催いたしました。

当日は、世界各国と日本のお祭りや踊り、遊び、文化を外国人の方と日本人の方が一緒に体験して、英語でのコミュニケーションを楽しみ、メキシカンダンスやK-P O Pなどのダンス、他国の文化、佐世保独楽や福笑い、豆まきなどの日本の文化を当初の予定を上回る外国人45名、日本人55名の約100名が、英語でコミュニケーションを取りながら体験していただきました。

今回は家族連れの参加者が多く、くす玉割りでは日本とメキシコのくす玉の違いを感じながら、子供も大人も楽しく体験をされておりました。

今回は教育長にも体験に参加していただきまして、特にK-P O Pダンスではインストラクターの先生と一緒に踊っていただきまして、心地よい汗をかかれたようでした。ありがとうございます。

【西本教育長】

ありがとうございました。佐世保E x p o、本当ににぎわったなという感じがいたしました。以前、凱旋記念館、市民文化ホールで開催していました。ここでもそれはそれでまちなかだったのでよかったかなという感じです。本当ボランティアの方とか、外国人のボランティアももう何年も前に一緒にした人も、息子さんも大きくなって手伝いに来てくれたりとか。大分定着してきたかなと思ったりも。こういうのを続けていくのが大事かなという感じがいたしました。

委員の皆さんから何かご質疑等ございますでしょうか。

【萩原委員】

興味ですけど、メキシコと日本とどういうふう違うんですか。

【西本教育長】

社会教育課長。

【武尾社会教育課長】

日本のくす玉は、小豆を入れたお手玉で投げて割ります。メキシコのくす玉は、くす玉とは言わないでしょうけど、ああいうふうな形になったようなものを棒でたたいて、割った後は、日本のくす玉はお昼を食べましょうとか運動会とか出てきますが、あちら

のメキシコのくす玉は中からお菓子が出てくるんです。

【萩原委員】

出てくるんですか。

【武尾社会教育課長】

はい。割れたらお菓子が出てきて、それをみんなで配るということになるそうです。当日はお菓子は入れられなかったんですけど、紙が出てきたりとかいう感じで……。特に私どもも初めて見させていただきました。

以上です。

【萩原委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

何か目隠ししてたくんです。

【萩原委員】

ああ、そうなんです。スイカ割りみたい、面白そう。

【西本教育長】

中村委員。

【中村委員】

参加者の募集はどんなふうな方法でなさっているのでしょうか。

【西本教育長】

社会教育課長。

【武尾社会教育課長】

基地のほうに連絡をさせてもらったりとか、これまでボランティアで来ていただいた方々を通して募集をかけたとかということ。一般にはホームページ等で募集もかけております。

これまで個別に団体さんにお話をして、紹介して来てもらうというのが多かったんですが、だんだん一般にお知らせして、外国の方の日本の方も一般の方というか、つながりが薄そうな方々も多く参加してきているというのが最近の傾向かなと思ってます。

以上です。

【中村委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

前、旗日、祝日にしたことあるんですけど、そしたら、日本の祝日は休みなんですけど米軍の休みじゃないので、子供たちを学校の先生が引率してきたりということもありました。だから、やり方はいろいろあったり、参加者を増やすための工夫もできるのかなと思っております。

よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、3番目の佐世保市教育委員会文化及びスポーツ表彰について、説明をお願いいたします。

社会教育課長。

（５）佐世保市教育委員会文化及びスポーツ表彰について

【武尾社会教育課長】

続きまして、今のページの次のページ、11ページをお開きください。

報告3でございます。令和4年度佐世保市教育委員会文化、スポーツ表彰についてでございます。

本市の文化及びスポーツの水準向上を図ることを目的とした佐世保市教育委員会文化及びスポーツ表彰を今週の3月4日土曜日11時から、佐世保市体育文化館コミュニティセンター5階ホールにて4年ぶりに開催いたします。

表彰者は、市内の文化、スポーツ、各種団体や学校から推薦された個人と団体を審査し、文化部分は功労賞が四つの個人と団体、優秀奨励賞が46の個人と団体、スポーツ部門の功労賞が11の個人、優秀奨励賞が113の個人と団体、合計で174の個人と団体となっております。

新型コロナ感染拡大の影響で、この3年間は各種大会の開催が減少し、それに伴い、受賞者もコロナ禍の前は、個人と団体合わせて240程度あったものから3割程度減少しております。

当日は西本教育長から出席された各受賞者へ表彰盾の授与を行いますので、ご出席いただきます教育委員の皆様におかれましては、壇上から温かい拍手をよろしくお願ひしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

【西本教育長】

説明は以上ですが、教育委員の皆様から何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、4番目の報告事項です。

教育課程の特例校について、事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課長。

（6）教育課程の特例校について

【栗林学校教育部次長兼学校教育課長】

報告4、教育課程の特例校について報告いたします。当日配付資料2、1ページから10ページまでが資料となります。また、資料のお渡し当日になりまして、事前にご確認いただくことはできませんでした。大変申し訳ありませんでした。

これから説明いたします。

まず、小中学校の教育についてですけれども、教育の機会均等及び水準の維持を図るため、文部科学省が学習指導要領というものを定めております。全国一律に学習指導要領にのっとり、各学校が教育課程等を編成しております。この学習指導によらない各学校や各地域の特色を生かした特別の教育課程を編成する学校を教育課程特例校と呼んでおります。

それでは、資料をお開きください。

教育課程の特例校の指定につきましては、形態が二つございます。一つ目は、1ページの2にあります（1）です。文部科学省が審査、指定するものです。また、他の一つは（2）にありますように、佐世保市教育委員会になりますけれど、設置者の判断によるものと、二通りの形態で特例校が指定されます。

令和4年度現在、本市の教育課程特例校の現状について、1ページからご報告いたします。

まず、文部科学省により教育課程特例校に指定されている学校としましては、1ページ進んでいただいて、2ページになります。宇久小学校、宇久中学校があります。取組としましては、生活科、特別活動、総合的な学習の時間を減じて、小学校・中学校全学における「宇久・実践」に充てるというものです。宇久のふるさと教育——ふるさとの理解をして発信をするということの教育に努めております。

また、設置者の判断で教育課程の特例校としている学校の取組としましては、申し訳

ございません、ページが行ったり来たりになりますけども、まずは2ページ目の金比良小学校です。金比良小学校では小学1学年から6学年において教科英語科を実施しております。

ページをめくっていただいて、3ページ以降になります。

広田小学校、小佐々小学校、楠栖小学校、浅子小中学校におきましては、1、2年生の生活科の時間を5時間削減して、外国語活動の授業の実施が行われております。また、黒島小中学校においては、生活科、特別活動、総合的な学習の時間を減じて、全学年において、「ふるさと黒島学」の実施、また、1、2学年において、外国語活動の授業を実施しております。

この設置者の判断で教育課程特例校の指定を受けております6校のうち、広田小学校、小佐々小学校、楠栖小学校、浅子小中学校、黒島小中学校の5校は、令和3年度から3か年間ですので、令和5年度までの指定になっております。

このたびご報告いたします金比良小学校です。1ページにお戻りいただけますでしょうか。

金比良小学校につきましては、令和4年度までの指定でありましたので、令和5年度から7年度までの3か年間継続の申請があり、申請書を精査した上で、教育課程特例校の指定を継続することといたしまして、ご報告いたします。

金比良小学校の特別の教育課程の内容につきましては、中学校併設型小学校として、金比良小学校1、2年生は生活科の時間を10時間減じて、英語科の授業。3、4年生は総合的な学習の時間を5時間減じて、35時間を標準とする外国語活動と合わせて40時間の英語科の授業に充てております。5、6年生では総合的な学習の時間を10時間減じて、70時間を標準とする外国語活動と合わせて、80時間それぞれ英語科の授業に重きを置いた活動となっております。

具体的な内容としましては、5ページ以降の金比良小学校の申請書及び特別の教育課程編成・実施計画を掲載しております。

以上、教育課程特例校継続指定のご報告です。

【西本教育長】

説明は以上なのですが、委員の皆様から何かご質問等ございますでしょうか。

【松野教育長職務代理者】

金比良小学校がまた令和5年度から運用が継続ということで出てるんですけども、これまでやってきた中で、こういったところの成果とかいうのがあったら教えてもらえますか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【栗林学校教育部次長兼学校教育課長】

一貫型の教育を行ってますので、まず中学校の教員が小学校の授業への出前授業によって専門的な授業を行うことができます。その特徴が特に英語科になります。

令和4年度の県学力調査の英語科の光海中学校も随分取組は継続しておりますので、その成績が令和4年度佐世保市内で4番目の成績となっております。これが一昨年度は10位程度でしたけど、昨年度は6位に上がり、また今年度は4位に上がったということで英語を、どちらかというと話す聞くのほうの活動に力を入れたんですけども、中学校の教員の指導によって書くところにも力を入れた、それを中学校で継続することによって英語科の力がついてきているという成果があります。

【松野教育長職務代理者】

金比良小から光海中に行くわけではないですね。光海中の先生が金比良小学校で教えると。

【西本教育長】

学校教育課長。

【栗林学校教育部次長兼学校教育課長】

光海中学校の英語科の教員が金比良小学校の外国語活動、英語科の授業に入って指導を行う。

【松野教育長職務代理者】

ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかにございませんか。

中村委員。

【中村委員】

中村です。同じ内容になるんだろうと思うんですが、ほかの今の広田とか小佐々のほうでも外国語活動ということは、その校区の中学校からの先生が授業を担当されてるということでよろしいのでしょうか。

【西本教育長】

学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

少し整理をさせていただきます。制度がものすごく難しいもんですから。

実は小泉内閣が構造改革特区という構想を出しました。いろんなところで規制の概念にとらわれず、規制の法規にとらわれず、特区としていろんなことを試してみましよう。そこでいいものは全国展開しましようという、もう随分15年ぐらい前でしたでしょうかね。

そのときに教育の世界にも特例をつくりましようということで、構造改革特区というのがいろんなところで出ました。例えば静岡県とか広島の呉市は毛筆特区。お習字のまちだから、お習字を年間を物すごくたくさんさせましようとか、東京都のある区は日本学というのをつくって、日本の昔からの伝統を勉強させましよう。さまざまなものを。

それが一定成果を確認された後に、経済的なものは、1回申請を受けたものは、全国どこでも自由に拡大していいよとなったんですが、こと教育に関して、義務教育に関しては、野放図に何でもかんでもしてよかよ、どっかがして成功した件が全国どこでもしてよかよとはならないだろうということで、文科省が教育課程の特例の申請をしていただいて、それを審査して、オーケーは出せばいいですよという一つくりができました。それがもともとの教育課程特例校のスタートでございます。

その後、学校教育法が改正されて、義務教育学校とそれから一貫型学校の二つについては、新しい学校形態であることから、それぞれの所管の教育委員会が教育課程の特例を認めていいですよとなりました。

ですから、宇久がされてることと黒島がされてることは大変似てるんです。特別活動とか総合とかを一緒にして、一つの新しい領域をつくるということは一緒のような形をしてるんですが、宇久は小中一貫の認定が取っておりませんので、文科省に申請をする。黒島については、義務教育学校になっておりますので、佐世保市教育委員会に申請をするということです。そういったことから、今回、小中一貫型学校に指定しております金比良小学校の特別な教育課程の申請が佐世保市にあったという。

なお、佐世保市教育委員会として、今、幼稚園、保育所でものすごい割合で外国語活動、英語をされてるんです。それが小学校に入って、1年生2年生はなくて、3年生からになって、せっかく慣れ親しんで、耳が英語耳とかできてる子供たちが2年間ノータッチになる状態がありますので、原則として、佐世保市内の一貫型学校、義務教育学校は1、2年生も英語をしてくださいというお願いをしております。

それに基づいて、3ページ以降の学校は1、2年生に外国語活動をしていただいているという状況になっています。

大きな流れとしては、そういうふうなことになっています。

【西本教育長】

古賀委員。

【古賀委員】

古賀です。この今、上がってる学校は学校側から「したいです」って言われたのか、こちら側から「してください」ってなったのかは、どちらですか。

【西本教育長】

学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

先ほど申しましたように、3ページの広田小学校、小佐々小学校、楠栖小学校、それから、浅子小中学校の1、2年生の外国語活動については、こちらからお誘いしたというか、説明はいたしました。「よろしければ導入されませんか」と話をいたしました。

そのほかのところは学校からでございます。

【古賀委員】

ありがとうございます。

学校によって差がつくとずるいなって、私は思っちゃうんですけど。これを佐世保市全校でしましようというのはできないんですか。

【西本教育長】

学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

小中一貫型学校と義務教育学校になってるところは、市の教育委員会のほうで許可をすることができますので可能なんですけど、それ以外の学校が同じようなことをされるときは文科省のほうに一つ一つ申請をして、審査をしていただくということになります。

【古賀委員】

ありがとうございます。

先ほどのE x p oの話もありますし、英語シャワーを佐世保市は全体でしてるので、ここで学校によって違いがあると、これをしてるからこの学校に行きたいとかなっちゃって、偏りが出ないかなと思うので、ぜひ全体でできればうれしいです。難しいですね。

【西本教育長】

学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

教育委員会として、全校で1、2年生の外国語活動をするべきだということで固まれば、佐世保市全体を英語、外国語活動の特区として一括して申請することは可能です。

【西本教育長】

中村委員。

【中村委員】

中村です。私も意見としてですけど、今、古賀委員がおっしゃったとおり、特例としてやってみて成果が出てるということが今も報告があったので、であれば、佐世保市内の全校に広げるというのは非常に意味があることじゃないかと思っております。私も英語は佐世保だからこそ学べる機会が多いですし、佐世保市の今までの方針でも掲げられておられましたので、それに沿って進めていくというのは非常にいいことではないかと思っております。

【西本教育長】

学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

ありがとうございます。それでは、来月になるか、再来月ぐらいなるか分かりませんが、広田小を含めて、広田小、小佐々小、楠栖小、浅子、黒島と含めて、今の1、2年生で英語、外国語活動をしているところの成果に……。先ほど金比良小についての成果でございましたので、そのほかも含めて、一回報告をさせていただく機会を持たせていただきたいと思います。

【古賀委員】

ありがとうございます。すいません。

【西本教育長】

可能性としては、話が出た全市的に取組をするならば、特区申請ということもあり得るということになりますが、皆さん方のご意見を……。

はい、どうぞ。

【古賀委員】

この前、5年生なんですけど、最後の参観日に英語の先生はいらっしゃらなかったんです。外国語の先生はいらっしゃらなかったんですけど、ぜひ英語の授業を見てほしいと担任の先生がおっしゃって授業をしてくださったんです。国が作ってるビデオとかを使ってしてるので、そのプログラムが多分1、2年生もあると思うので、それを使うと、担任の先生も、ちょっと英語が苦手な先生でもできそうな、とても取り組みやすいいいのがあったんですよ。なので、「ああ、それはいいな」と思って。歌を歌ってというのをしてたので。初めて英語の授業を見せてもらったんですけど、とてもよかったし、ぜひそういう教材もしっかりとしたものがあるみたいなので、取り入れやすいのかなと思ったんですけど、どうでしょうか。

【陣内学校教育部長】

結局、その教材が1、2年生はないんですよ。だから、国が3年生からしますということで。3、4、5、6の教材は国が作ってるんですが、1、2は国の制度にないからないんです。

【古賀委員】

ああ、ないのですね。

【陣内学校教育部長】

そういった部分が結局、特区というか、特例校の難しさでもある。

【古賀委員】

なるほど。ということは、教科書がないからないってことですね。

【陣内学校教育部長】

はい。

【古賀委員】

ああ、なるほどですね。

【西本教育長】

中村委員。

【中村委員】

それこそ予算をかけてでも佐世保市が作って、全国に輸出するぐらいできるんじゃないでしょうか。

実際、私の妹が学校の先生ではなくて、英語を教える仕事をしていて、いろんな小学校とかに呼んでもらって教えてるんですけど、やっぱり聞くと、小さいときに耳を慣らしてないと、ちゃんとした発音にならないらしいですけど。私じゃもう手後れと言われてますけど……。

やっぱり小さいときにそれをやってるといのは、すごく武器になるということと同時に、IRを含めて、佐世保は今後どうなるか分からんけど、外国人がたくさん来たり、アジアが近いというところで、国際語である英語を使える子供さんたちが増えると、佐世保市の競争力も高まるんじゃないかと思いますし、子供さんたちも武器を手に入れることになると思いますので、これはやる価値があると非常に思いますけど。

【栗林学校教育部次長兼学校教育課長】

指導をするんですね。いわゆる一貫型とか義務教育学校の場合には、基本的には中学

校の英語の免許を持った先生方もおられて、入り込みがしやすく、指導体制があるからできる部分はあると思うんです。それを広げていくとなると、当然いいことだと思うんですけども、なかなかそういう指導体制をつくるというのが難しいのかなという気はしますけども。

【西本教育長】

学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

先ほど申しましたように、今導入してる学校の状況、それから、教育課程の特例を全市的に導入する場合のメリット・デメリット等も含めて、一度報告をさせていただければと思います。

【萩原委員】

すいません。その特区というのは3年になっていますが、どんどん延長とか、最後はない、いつまでもいいとか決まっているのですか。

【西本教育長】

学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

あくまでも特例でございますので、特殊な例、3年に一度というのが基準として決まっています。

【萩原委員】

でも、今回は長くなるから、長くなっても大丈夫。申請すればオーケーということになるのですか。

【西本教育長】

学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

その都度、3年に1回ずつ審査をされるということです。

【西本教育長】

ご意見出ました。そういう面に効果も出ているのであれば、やっぱり市内にA校、B校で差があってはいけないというご意見もありました。佐世保の置かれた特殊性というか、より英語に親しみやすい、外国人に親しめる環境があるという資源を生かした取組

として、今までリーディングプロジェクトで英語シャワー授業を取り組んできましたけれども、学校の教育の部分もまた研究をさせていただいて、効果的な方法があるとするならば、検討に入りたいなと思います。

次回の検討結果について、またご報告をさせていただければと思います。ありがとうございました。

教育課程の特例校について報告がありましたけれども、よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございました。

5番目で、市立小中学校及び義務教育学校卒業証書授与式における教育委員会の対応について、ご説明をお願いいたします。

学校教育課長。

(7) 市立小中学校及び義務教育学校卒業証書授与式における教育委員会の対応について

【栗林学校教育部次長兼学校教育課長】

当日配付資料11ページをお開きください。お願いします。

まず教育委員会の告辞につきましては、前回の教育委員会の中で告辞を実施するという確認をさせていただいた上で、それぞれ教育委員の皆様にも行って、告辞を述べていただく学校等をお決めしました。その際、コロナの状況がありますので、そこを見極めて、最終的に実施するかどうかというところをご報告しますということでお伝えしていたと思います。よろしくお願いします。

まず、コロナ感染症の小中学校の状況ですけれども、11月から感染拡大が起きました、12月には1週間に時期によっては400名を超える小中学生、小中学校の関係者のコロナの陽性者がありました。それが社会の全体的な状況と同じように、今、感染が収まってまいりまして、先週1週間の感染の状況としましては、1週間で17名の報告があつて、激減したということでもあります。学校の状態としても、コロナ感染症対策を行いながら、教育活動の充実を図っているところです。

ということで、提案というか、報告したとおり、また、昨年度の方向性を決めていただいたとおり、教育委員会の告辞については、教育委員の皆様、また事務局から出席して、告辞を述べるということをお願いしたいと思います。

以上、報告です。よろしくお願いします。

【西本教育長】

それでは、今、説明がありましたけれども、卒業証書授与式については、教育委員会告辞につきましては、従前案のプリント配付と、市長三役の祝辞もプリント配付です。前回、取組を少し変えまして、基本的には市長が祝辞を述べるときには、告辞は省略。市長三役の祝辞のないところは教育委員会告辞で読み上げるということにさせていただいております。

そういった流れでよろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

教育委員さんたちの出番もありますね。

【陣内学校教育部長】

教育委員さんたちの出番ですか。全部行っていただきます。

【栗林学校教育部次長兼学校教育課長】

申し訳ありません。それぞれの行っていただく学校への移動方法、また告辞等については最終確認をしておりますので、今週の早い時期にお送りできることと思います。よろしくお願いします。

所作とか注意事項も含めて、お渡しできるようにしておりますので。もしよろしかったら、今日少し終わった後にお時間いただければ、所作等については先にご説明もできますけども……。

【萩原委員】

いや、自宅と一緒に送ってくださるんですか。

【栗林学校教育部次長兼学校教育課長】

はい。

【萩原委員】

ああ、そうなんですか。じゃあ、それでいいですけど。

【西本教育長】

学校教育課長。

【栗林学校教育部次長兼学校教育課長】

告辞から移動方法、また当日の所作、注意していただくこと等をまとめたものをお送りさせていただきますので、よろしく申し上げます。

【中村委員】

はい、かしこまりました。

【萩原委員】

よろしく申し上げます。

【西本教育長】

松野委員。

【松野教育長職務代理者】

卒業証書授与式は、基本的な感染防止対策を徹底して実施するということで、基本的な感染防止対策は会話時のマスク着用とかなっておりますが、式の際に、私たちが時期が3月14と16ですよね。私たちのマスクに関してはどうなりそうですか？

【西本教育長】

学校教育課長。

【栗林学校教育部次長兼学校教育課長】

先日、報道でもありましたとおり、文部科学省が卒業証書授与式に対するマスク着用の考え方を示しております。基本マスクは着用しなくてよいということで通知をしております。そのことについても、来賓の方、また、進行中のマスクの着脱等についても示しておりますので、それをお渡ししたいと思っております。よろしく申し上げます。

【西本教育長】

よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、報告事項については全て終わりました。

今までのところで委員さんのほうから何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【全委員】

ありません。

以上をもちまして、本日の定例の教育委員会は終了させていただきたいと思いをます。
お疲れさまでございました。

----- 了 -----